

## 最新判決情報

2011 年

[1 月分]

### ○ユジャロン事件

知財高裁 H23.1.25 H22(行ケ)10336 審決取消請求事件(塩月秀平裁判長)

第 30 類「茶」を指定商品とする登録商標「YUJARON／ユジャロン／(ハングル文字)」(右掲)に対して不使用取消審判が請求されたが、不成立とされたため、当該審決の取消が求められた事案である。

使用商標では、三段目のハングル文字が使用されていなかったが、審決では登録商標とは同一性があると判断された。

YUJARON  
ユジャロン  
유자론

そこで原告(審判請求人)は、審決取消事由として、ハングル文字部分は図形と認識されるべきであり、これを欠く使用商標は、登録商標とは外観、称呼、観念が異なるので、登録商標が使用されたことにはならないと主張した。

判決では、ハングル文字を解しない消費者は少なくないが、ハングル文字であること自体は一般的に認識されるので、ハングル文字を図形と評価するべきではなく、「YUJARON」や「ユジャロン」の文字と合わせて、本件商標からは「ユジャロン」の称呼が生ずると判断した。

一方、使用商標は、英文字、カタカナ文字が使用され、これより「ユジャロン」の称呼が生ずるので、登録商標とは称呼において同一であり、両者は社会通念上同一の商標であるとして審決が支持された。

韓流ブームといわれる昨今でも、ハングル文字は日本人には難しく、商標においてもハングル文字をどのように判断するかは難しいテーマであったが、ハングル文字を解する者も少なくない現在、文字である以上、本来の称呼、観念が生ずるとして識別性や類似性を判断することが、将来的にも自然であろう。

なおハングル文字からは特定の称呼、観念は生じないとした審決には、無効 2009-890076 号や、平成 10-10920 号などがある。

その他の言語については、当サイト「審決データファイル」の「外国語商標の類似性と識別性」を参照されたい。

### ○アグロナチュラ事件

知財高裁 H23.1.31 H21(行ケ)10138, 同 10264 審決取消請求事件(中野哲弘判長)

(株)アイデア社名義の登録商標「アグロナチュラ／AGRONATURA」(右上掲)(第 3,5,25,30 類)に対して、イタリア法人アグロナチュラ社が、イタリア登録商標「AGRONATURA(図形)」(右下掲)を引用し、法 53 の 2(代理人等による不正登録)に基づいて不使用取消審判を請求した。

アグロナチュラ  
AGRONATURA

法 53 の 2 の要件はいくつかあるが、その中の商標権者が、「出願日前 1 年以内に(外国商標権者の)代理人であったこと」が挙げられるが、これが問題になったのが本件である。

登録を一部取り消した審決は、原告(商標権者)アイデア社が出願 1 年以内に、被告(審判請求人)アグロナチュラ社の代理店であったと認定したのであるが、判決ではこの点が否定されている。



本件商標の出願日は、平成 17 年(2005 年)5 月 12 日であるので、平成 16 年 5 月 12 日以降からの間が、原告が被告の「代理人等」であったことが必要となる期間であるが、判決では、原告が被告との間で独占的販売契約を締結したのが出願日から約 3 ヶ月後の平成 17 年 9 月 1 日であり、それ以前は、被告から顧客として商品サンプルを購入して代理店契約を締結するかどうかの検討期間であったに過ぎないので、「代理人」とは認められないとして、審決をすべて取り消した。

厳格に解釈すると中野裁判長の判断のようになるのであろう。だが、現実をみると、原告が被告と取引を開始しようかどうかを検討していた期間は「代理人等」ではなかったにせよ、その期間にはすでに本件商標を構成する「AGRONATURA」が、イタリアの企業の名称の要部であり、他人の商標であることを原告は十分に認識していたのであり、それをあえて無断で出願したからこそ、法 53 の 2 の取消審判や本件訴訟に発展したのであり、この点で原告に対しての批判可能性があるように思われる。

この点について中野裁判長は、独占的販売契約を締結した「それ以前は、被告から顧客として商品サンプルを購入して上記契約を締結するかどうかを検討する期間であった」（判決 71 頁 7～8 行目）というが、認識違いも甚だしい。

原告が、被告からサンプル商品の送付を受けたのは、出願日である 2005 年 5 月 12 日よりも約 3 ヶ月前の同年 2 月 15 日付けインボイスであり（判決 65 頁）であり、原告がアグロナチュラ事業を開始したのも、それ以前の 2005 年 1 月である（判決 62 頁。）

つまり、原告は、2005 年 1 月には、被告の販売代理店になるべく活動を始めていたのであり、判決がいうような「顧客として」商品を購入するかどうかという個別の売買契約の準備ではなく、代理店としての継続的な関係を確立するための準備期間であり、その準備期間中に本件商標の出願を行なったのであるから、正にパリ条約 6 条の 7 が禁止しようとしている違法行為に間違いはない。

そして、事実、原告は、出願後に被告との間において独占的販売契約を結び、代理店としての地位を確立したのであるから、準備期間といえども、「代理人」と同一視できると判断しても差し支えないであろう。

現に、独占的販売契約の前文には、「本契約は、（原告の）独占的権利を、下記の条件の下、2005 年 9 月 1 日付けで確認するためのものである」（判決 63 頁 64 頁）と記載されているのであり、この前文が意味するところは、9 月 1 日付けの契約書は、それ以前から交渉されてきて、合意された条件を確認するために作成したものであるということであるので、代理店としての合意は 9 月 1 日以前に成立していたのである。

今回の中野判決により、原告商標権は回復したが、本件が発生したことにより、平成 19 年（2007 年）8 月に原告は被告より契約関係を解消されたが、その間の原告の販売行為をみると、本件商標は、被告イタリア製の商品の出所表示標識として使用されてきたのであり、本件商標に化体した需要者らの信用は、単なる販売代理店である原告に対するものではなく、商品の出所である被告に対するものであることが分かる。

つまり、本件商標に化体した信用は被告にあるにも拘らず、商標権自体は原告に帰属するという、商標の本質からみても、不自然な事態を招来させたのが中野判決である。

そして、判決以降、本件商標の下に原告が独自の商品の販売を継続したとすると、需要者らは、当該商品はイタリア製の商品、あるいは被告商品であるかのように、出所の混同を生ずることになり、商標法の目的からますます乖離することになる。

もちろん、訴訟が弁論主義である以上、原告、被告両当事者の主張立証責任が事件を左右することになるのだが、判決が認定した事実関係だけからでも、以上のような正反対の判断が可能であったのである。そう考えると、何のための裁判だったのかと思わざるを得ない。

従って、本件がこれで片付くとは到底思えないが、今後は、法 4-1-7 号違反を理由とする無効審判の可能性や、もしこれが公益に関する事案ではなく私益に関する事案であるのであれば、法 4-1-8 号、10 号、15 号、19 号の可能性を考えることになるのであろうが、2006 年 2 月 6 日の商標登録からすでに 5 年が経過している現在、無効審判請求には法 47 条の除斥期間の制約もあるので、やはり法 53 条の 2 の適用がもっとも妥当であったようである。